

【新型コロナワクチン接種時の社内対応方針について】

新型コロナウイルス早期感染収束への支援、および当社社員とその家族の健康に配慮し、当社社員（以下、「社員」）と社員の家族（対象者は、以下）を対象とした新型コロナワクチン接種時の社内対応方針を決定しました。

【実施概要】

対象者：株式会社ティーダシステム社員及び
社員の家族（配偶者・子供・両親（配偶者の両親含む）

対象期間：2021年6月21日（月）～2022年2月末（予定）
※政府が定める接種期限に準ずるものとします

【実施内容】

1. 社員が新型コロナワクチンを接種する場合は、接種日を特別休暇と認める。
(対象接種回数上限：2回)
2. 社員が新型コロナワクチンの接種に際し、副反応等の体調不良が発生し就業が困難な場合は、接種日当日を含め翌日まで特別休暇を認める。(対象接種回数上限：2回)
3. 社員の家族が新型コロナワクチンの接種に際し、付き添いや副反応等の体調不良が発生した場合は、接種日当日を含め翌日まで特別休暇を認める。(1回の接種毎に対象とする)

※状況により、追加対応等を検討します。

今回、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて各種対策を実施してきておりますが、特別休暇制度を通じて社員のワクチン接種へのサポートを行うことで、全社員が安心して新型コロナワクチン接種を受けられるよう、お客様、お取引先様、社員とその家族の安全・安心の確保につなげてまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月21日
株式会社ティーダシステム
代表取締役 三浦 隆